

2019年10月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2019年10月3日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2019年10月 ASAF 会議出席メンバー (2019年10月3日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、 矢農常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen 他
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Paul George 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Morais
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Gale Kelly 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、
担当スタッフ

2019年10月ASAF会議の議題

議 題	予定	実際	参照ページ
資本の特徴を有する金融商品	90分	30分	3
動的リスク管理	75分	40分	8
IBOR改革及び財務報告への影響	15分	20分	11
開示に関する取組み - 会計方針	45分	30分	14
会計上の見積り	60分	45分	21
2020年アジェンダ協議			25
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	20分	20分	29

今後の日程(予定)

2019年12月16日及び17日

ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会及び金融商品専門委員会において検討を行った。

II. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

3. 2019年6月及び7月のIASBボード会議では、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品（FICE）」（以下「DP」という。）に寄せられたフィードバックが紹介された。これを踏まえて、2019年9月のIASBボード会議では、FICEプロジェクトの今後の方向性に関する下記の5つの代替案について審議が行われた。

- (1) 代替案A：新たなアプローチを開発するための根本的な見直し

金融負債と資本性金融商品を区別する新たなアプローチを開発するため、根本的な見直しを行う案。

- (2) 代替案B：DPで提示したIASBの選好するアプローチ

DPで提示したIASBの選好するアプローチに若干の修正と改良を加える案。この代替案では、DPで提案された時点特性と金額特性に若干の明瞭化と修正を加えたものを用いて分類原則を明らかにしている。

- (3) 代替案C：IAS第32号「金融商品：表示」の明瞭化のための修正

IAS第32号の特定の基礎となる原則を明確化することにより、実務上の課題に対応することに焦点を当てる案。

- (4) 代替案D：IAS第32号の限定的な範囲の修正

特定の事実関係又は金融商品の特定の特徴に関して、要求事項を追加又は修正する案。この代替案は、IAS第32号の適用ガイダンスを追加し、必要に応じて例外を設けるものであり、基礎となる原則の明確化は行わないとしている。

- (5) 代替案E：開示のみのプロジェクト

DPの開示提案を改良することを含むもので、分類の要求事項はIAS第32号から変更しないとしている。

審議の結果、IASBボードメンバー14名全員の賛成により、IASBスタッフが提案した代替案C（IAS第32号の明瞭化のための修正）が暫定決定され、加えて、代替案Cの下でのプロジェクトの目的及びプロジェクトの範囲を決定するための要件について暫定決定された。

4. 今回のASAF会議では、2019年9月のIASB会議と同じアジェンダ・ペーパーを用いて、メンバーに対して今後のFICEプロジェクトの方向性に関する前項の5つの代替

案に関する意見が求められた。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) まず、代替案Bには賛成しない。なぜなら、DPが提案していた分類原則は、十分に堅牢なものではなかったと考えているからである。また、代替案Cについても賛成しない。なぜなら、基礎となる分類原則を追求するという意味では、代替案Bと代替案Cとに大きな違いはないと考えているからである。
- (2) これまでに識別されたような実務上の課題は存在しており、それらを解決して欲しいというニーズを認識しているため、非常に強固な原則を開発せずに課題解決に取り組む代替案Dを採用することは否定しない。
- (3) IASBがFICEプロジェクトにおいて困難に直面している理由は、現行の負債と資本の区分に著しく変更を加えない点を前提として検討を進めているためであると考えており、その場合、FICEプロジェクトを進めていくために要するコストに見合った便益を得ることはできないと考えている。もし、そのような前提を置かないとするならば、代替案Aを支持したいと考えるが、それができないのであれば、現行の分類原則の下、より多くの開示情報を提供しようとする代替案Eを支持する。
- (4) また、一部の関係者は、FICEプロジェクトを基準設定プロジェクトにすることを提案している。この点、リサーチ・プロジェクトと基準設定プロジェクトとの違いは、実行可能な解決策の有無にあると我々は考えているため、基準設定プロジェクトへの追加は、解決の可能性を識別してからすべきものとする。

現状では、代替案Aから代替案Dに関しては、実行可能な具体的解決案は示されていないと考えているため、詳細なものである必要はないものの、少なくとも今後の方向性が定めることができる程度の実行可能な解決策を識別する必要があると考えている。

6. ASBJからの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ご指摘の通り、実行可能な解決策が必要であるが、現状では、何が実行可能な解決策であるかを識別することは困難である。なぜなら、現状では、どこから検討を開始し、検討のための枠組みとして何をを用いるべきかについて方針を有していないためである。したがって、プロジェクトの方向性に関する5つの代替案を示すことにより、まずは、今後プロジェクトをどの方向に進めていくべきかを検討するための

出発点を定めることを意図している。解決策を考えることができるか否かを見極める必要があるため、現状では、まだリサーチ・プロジェクトのステイタスとしている。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 代替案 A が理想であるものの現実的ではなく、また、DP を理解することは困難であったため、代替案 C を支持する。代替案 C の下で、プロジェクトの範囲を決定するための一定の要件を設定したうえで検討を進めていくことにより合理的な期間内でプロジェクトを完了することができると思う。代替案 C と D の違いがよく理解できなかったが、IAS 第 32 号の明瞭化のための修正を目標とするのであれば、何らかの修正を実際に行うこととなるため、原則を十分に検討することが必要になると考える。その際、DP の問題点として、新たな用語が多く用いられ、分量も多かった点があるため、平易で理解可能なものとするのが重要であると思う。
- (2) 代替案 C を強く支持する。DP を理解することは非常に困難であったため、もし DP を進めていくとしていたならば、強く反対していたであろう。また、利用者からは、資本性金融商品に関する開示が不足しているとの多くの懸念が寄せられているため、開示の充実に力を入れて進めるべきである。そして、代替案 C の下で検討を進めていった際、IAS 第 32 号における分類原則が不足していることが原因で問題に対処できないような場合には、原則を追加するといった対応が必要になると考える。
- (3) 少数のメンバー国は代替案 A を理想としたが、多大な時間及びリソースが必要となることを理解しており、まずは開示上の問題を先に解決すべきであると考えていた。このため、実務的な観点からは、代替案 C は受入可能ではあるものの、問題を解決するために根本的な見直しに立ち戻る必要がないか注意を払いつつ、検討を進めるべきであると思う。
- (4) 代替案 A が理想であるが、時間がかかり実務的ではないと考えられるため、代替案 A に近い代替案 B を選好する。DP には非常に良いアイデアが多く含まれており、より多くの例示により、分類原則を明瞭化する作業を進めることができ、その結果、将来の長期間にわたり機能する強固な解決策を開発することにつながると思っている。しかしながら、IASB が代替案 B に近いアプローチとして代替案 C を進めるといふのであれば、その方針に反対するものではない。
- (5) 理想は代替案 B であるが、代替案 C は合理的な妥協案であると思う。まずは、代

替案 C の下でスタートしたうえで、状況によっては代替案 B あるいは代替案 D に方向転換することも念頭に置いて検討を進めていくべきである。基準の安定性の観点で、起こり得る明らかな誤りを修正することは必要だが、それを超えての検討は野心的で困難である。

- (6) 代替案 C を支持する。我々の法域では、大部分の金融商品に関しては、IAS 第 32 号における負債と資本の分類原則の適用にかかわる重要な問題は発生していない。したがって、負債と資本の分類のための基本となる原則の開発ではなく、実務上の問題の解決に努力を向けるべきである。
- (7) 代替案 C を支持する。我々の法域では、DP における分類原則は、IAS 第 32 号と根本的に異なるものであると受け止めている。IAS 第 32 号については重要な欠陥が認められないため、そのような変更が必要であるとは考えていない。
- (8) 代替案 C を支持する。その理由は、全ての概念的及び適用上の問題を解決できる基準が理想ではあるが、各法域で様々な金融商品が存在しており、それらについて首尾一貫した形で適用可能で、かつ有用な情報を提供できる一つの解決策を見つけることは不可能と考えられるためである。
- (9) 代替案 C を支持するが、利用者は彼らの分析モデルのインプットとして使用する観点から開示情報の早期の充実を求めているため、まずは開示の改善から検討を進めるべきである。その後、困難さが予想されるが、現在既に存在している考え方を変更せずに基礎となる原則を追加することを含む、IAS 第 32 号の的を絞った改訂作業を行うべきと考える。
- (10) 投資家の観点からは、負債と資本の両方の特徴を有する商品が問題であり、開示を通じて当該商品の分析能力が高まるため、開示の改善について検討を進めることが重要であると考え。転換社債を例にすれば、現金で支払われる金利や転換条件等の情報が重要であり、これは当該商品が負債に分類されるのか或いは資本に分類されるのかよりも、当該商品が及ぼす潜在的な希薄化を知りたいからである。
- (11) 開示情報の早期の充実に対するニーズに対応するため開示の検討を先に取り組むこととした場合、開示のみを取扱う代替案 E 以外の全ての代替案の下では、金融商品に関する同じトピックについて意見聴取を繰り返すこととなり回答者に負担をかけてしまう可能性があると考えているため、開示の検討は分類原則の検討と並行して行うべきであると考え。ただし、分類原則の検討に思わぬ時間を要すると判明した際には、より早期の検討を図る観点より、開示の検討を分離させて検討すべきか否かについて再評価する必要があると考える。(IASB 理事)

(12) 表示及び開示の改善を先に検討するとした場合には、作業の手戻りが発生しないように注意する必要があると考える。代替案Cについては、例えば、固定対固定の条件の背後にある考えを開発する際、DPにおける考え方をどれくらい用いるかについて検討することとなると考えているため、見た目ほどは容易ではないと考えている。したがって、代替案Cの下で検討を進めていく場合であっても、正しい道を進んでいるかを常に意識し、我々の目的を見失わないように状況によっては代替案Aやその他の代替案に方針転換することも必要であると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

III. 動的リスク管理

議題の概要

8. IASB は、動的リスク管理（以下「DRM」という。）の会計処理に関する検討を2段階に分け、第1段階として DRM の会計処理に関するコア・モデルを開発するとし、償却原価で測定する金融商品の金利リスク及び基本的なデリバティブ（スワップ等）を対象に検討を進めてきた。IASB は、2019年7月開催の IASB ボード会議でコア部分の開発に関する検討を一旦終了し、今後アウトリーチを実施することを計画している。
9. 2019年10月 ASAF 会議では、アウトリーチの方法に関する意見交換が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

10. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 幅広い金利リスク管理の実務が行われているため、最終的にはそれらの金利リスク管理の実務にも対応できる DRM モデルを開発すべきと我々は考えている。アウトリーチの準備には喜んで協力させていただく。
- (2) DRM モデルが会計基準化された際に、現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）のマクロ・ヘッジ会計が利用できなくなることを懸念する声を聞いている。会計基準の改正により、マクロ・ヘッジ会計が利用できなくなる企業が生じないようにすべきである。
- (3) これまでの議論では、アウトリーチの対象として作成者に焦点が強く当てられているとの印象である。利用者はアウトリーチの対象としないのか。

11. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 利用者について考慮することは重要である。ただし、現在は目標プロファイルの構築について議論しており、リスク管理戦略の定性的な情報なしに企業が何を達成しようとしているのか理解することは困難である。（IASB スタッフ）
- (2) (1)と同様に、利用者も作成者と同様に重要であることには同意する。ただし、モデル開発の最大の困難の1つはヘッジの動的特性であるため、コア・モデルのアウトリーチでは、リスク管理部門の専門家を相手に我々のモデルが実行可能であるか確認することを、開発当初に IASB は決定していた。そうした過程を経たうえで、投資家と望ましい開示について議論する予定である。（IASB Lloyd 副議長）

参加者のその他の発言

12. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 域内メンバーからのフィードバックをお伝えすると、域内の銀行及び保険会社に対するアウトリーチを希望しており、また可能であれば、協議グループの組成やコア・モデルの実地テストを提案するものであった。

(2) 我々は、当プロジェクトに協力する用意があり、域内メンバーに対して早期に影響度調査を実施する価値があると考えている。アウトリーチのタイミングに関しては、コア・モデルについて現在行うことが適切であるとする意見が多かった。

モデルの開発にあたり、トレードオフの関係にある①会計上の mismatches の削減と②リスク管理の成果の反映、のいずれをより重視するのか明確化することが重要である。また、実行可能性をどのように担保するかを明確にすべきである。

アウトリーチでは、会計だけでなくリスク管理の専門家からの意見も聞き、まずは、当モデルの主要な使用者となる銀行を対象とすべきである。その際には、国によって実務が異なり得ることに配慮すべきである。また、ヘッジ会計は資本に影響するため、当初から銀行監督当局を巻き込むことが重要である。

欧州としての観点からは、IAS 第 39 号との比較だけでなく、EU カーブ・アウト後の IAS 第 39 号との比較分析も実施すべきであると考えている。

(3) モデルの開発にあたり、完璧な解決方法を望まない方が良いことに同意する。まずは、当モデルに対する需要があるか銀行に確認することが重要である。(IASB 理事)

(4) 本プロジェクトは非常に複雑で野心的であるため、公式文書の作成前にアウトリーチを実施するという IASB のアプローチを支持する。また、アウトリーチでは、まずは作成者としての銀行を対象とし、その後その他の作成者や利用者に対象を拡大していくことを提案する。

(5) (2) 及び (3) の発言は、①堅牢性、厳格性、乱用防止といった伝統的な会計の考え方と、②柔軟性、開放性、経済実態の反映というリスク管理の考え方の間に隔たりがあるということを意味していると理解した。まずは作成者に対してアウトリーチを実施するという方針に賛成する。

(6) 強い見解ではないものの、我々は当プロジェクトを支持している。保険業など、問

題解決を望んでいる業種が多くあると考えている。

- (7) 我々の法域の主要な銀行及び保険会社に予備的なアウトリーチを実施したところ、コア・モデルが原則ベースであることもあり、すべての企業に適合するとのことであった。銀行と保険会社では資産及び負債の満期構成が異なる（銀行：長期資産・短期負債、保険会社：短期資産・長期負債）ため、別々のアウトリーチが必要である。当プロジェクトの効率化のために、ワーキング・グループを立ち上げてはどうか。
- (8) アウトリーチは絶対に必要であり、特に実行可能性について意見を聞くべきである。また、我々の法域では、製造業の企業がコモディティ価格に対して DRM を行っているため、アウトリーチの対象をこれら企業にまで拡大してはどうか。
- (9) 我々もアウトリーチを支持する。(8)に類似して、我々の法域の製造業や鉱業の企業では、外貨のエクスポージャーが支配的であり、これらの企業に対してもアウトリーチを実施することを提案する。
- (10) コア・モデルは、銀行の金利リスク管理を対象に開発されたモデルであり、保険業の金利リスクや製造業等のその他のリスクを対象としていないため、現時点のアウトリーチの対象は銀行に限定することになる。銀行以外の企業はその後のステップとなる。一度にすべてのことを実施しようとするとは何も得られなくなる可能性があるため、段階的に進めていくこととしたい。(IASB 理事、IASB Lloyd 副議長)
- (11) 銀行がリスク管理上で何を実施しているかを理解する必要がある。また、それは企業のリスク管理戦略に基づいているものであるため、今後も実施可能とすることが重要である。1つの会計モデルでは、様々なリスク管理上のモデルをカバーするには不十分ではないだろうか。

IV. IBOR 改革及び財務報告への影響

議題の概要

13. IASB は、金利指標改革への対応として、2019 年 5 月にフェーズ 1 に関する公開草案を公表し、その後公開草案に寄せられたコメントをもとに審議を行い、2019 年 9 月 26 日にフェーズ 1 の最終化された基準を公表した。
14. 一方、フェーズ 2 に関しては、2019 年 10 月の IASB ボード会議以降、具体的な審議を開始する予定であるとしており、今回の ASAF 会議では、IASB スタッフが想定しているフェーズ 2 における論点リストを示したうえで、その他検討すべき潜在的な論点がないかどうかについて ASAF メンバーに質問がされた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

15. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) フェーズ 2 において救済措置が本当に必要かどうかを評価し、金利指標改革の影響を直接受けて変更される取引であれば救済措置の対象となり得るだろう。ただし、救済措置は、金利の置換前後で、取引の経済実態が変わらないものに限るべきだと考えている。
- (2) また、救済措置の一貫した原則や適用範囲の観点から、FASB が公表した公開草案を参考にすることも有用だと考えられる。

16. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) フェーズ 2 で取扱う論点のリストに追加するものはないが、一方、2020 年中には参照金利の変更が始まる可能性があり、時間との戦いもある。そこで提案だが、優先順位の高い 2、3 個の論点に焦点を絞り、あとは原則ベースのアプローチを採用するのはどうだろうか。優先順位の高い論点とは、ヘッジ会計の中止を回避すること、及び契約の条件変更の論点だと考えられる。また、IASB スタッフの説明にあったとおり、その他の論点は、適切な現在の会計方針の下での適用上の問題だと考えられる。
- (2) 優先順位の付け方については(1)と同じ意見である。最も緊急性のある論点に焦点を当てることが重要であると考えている。

(3) 最も議論されている論点はヘッジ会計に関する論点だと理解しており、また、関連する論点として消滅の認識かどうかという論点もある。アジェンダ・ペーパーに示されているリストは大半の論点を示しているが、協議の負荷やエンドースメント手続が複数回となることを考えると、これらの論点をフェーズ 1、フェーズ 2 及びフェーズ 2A のような分け方がいいのかどうかはわからない。(IASB Lloyd 副議長)

(4) 我々は検討しなければならない論点を把握しようとはしているが、主要な論点は、条件変更か消滅の認識かという論点である。これらはすべての企業に影響を及ぼし、ヘッジ会計の論点にも関連するからである。また、ヘッジ会計については、フェーズ 1 の救済措置が終了した後の取扱いを検討する必要がある。

多くの質問が寄せられており、それらの問題に回答するとまた新たな質問が生じる状況である。どのような進め方が最も有用かについて検討しているところである。(IASB スタッフ)

⇒そのように考えているのであればよいが、関係者がこれを「長い買い物リスト」(large shopping list) と捉えると、検討プロセスが長期に及ぶリスクがある。

⇒可能な限り早く対応するという点も重要だが、一方で、多くの関係者は、条件変更か消滅の認識か、又はヘッジ会計の問題という 2 つの単純な問題だとは考えていないということも重要である。(IASB Lloyd 副議長)

(5) FASB が公表している変更の種類や消滅の認識のトリガーとしないという点について、参考にすることが望まれる。また、スタッフの説明にあったとおり、緊急性を考慮すると、既存の会計基準で対応が可能なものを見定める必要もあると考える。

(6) 我々の公開草案に対するコメントの分析は始まっていないが、コメントの中で、取り扱う論点を広げて欲しいという意見があれば、IASB とも共有したいと思う。

我々が今回初めて行った特徴的なこととしては、基準の適用の終了時期に関するサンセット条項を設けたことである。また、我々が想定外だったのは、我々の法域において LIBOR が変わるということが企業にあまり周知されていないことである。したがって、より多くの関係者がこの問題を識別し始めると、さらに論点が増える可能性がある。引き続き IASB とは連携を取っていきたい。

参加者のその他の発言

17. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) IBORに関連するリスクは金利リスクだけではなく、通貨スワップのように複数のリスク要素に対するヘッジについても検討が必要だと考えている。
- (2) IASB が示している論点リストに賛成する。その中でも少なくとも契約の条件変更については検討して欲しいと考えている。その他の論点は緊急性次第という点も理解する。
- (3) IBOR の流動性の低下による公正価値のヒエラルキーの論点（レベル2 からレベル3 に変更される可能性）が挙げられる。

⇒IFRS 第13号に言及しているメンバーが複数いるので意図を確認したいが、IFRS 第13号を利用して原則どおり適用した場合、金利指標改革の結果、レベル区分が変わる可能性があるが、その際に救済措置などを提供することを提案しているということか。（IASB Lloyd 副議長）

⇒そのとおりである。原則のガイダンスはあるが、追加のガイダンス若しくはレベル分けに関する救済が追加が必要であるという意見が関係者から聞かれている。ただし、これは他の商品と同様に判断の問題であり、どのように基準の文言を適用するかを確認するだけのことかもしれない。

- (4) 金融資産の条件変更の論点は特に重視して欲しいと考えている。過去に IFRS 解釈指針委員会がこの論点を取り上げたが、この論点の重要性を認めながらも、時間やリソースの制約や複雑性から、IFRS 第9号及び IAS 第39号の改訂にまで手を広げなかった。したがってこのタイミングでこの論点に対応すべきである。

V. 開示に関する取組み - 会計方針

議題の概要

18. IASB は、2019 年 8 月 1 日に公開草案「会計方針の開示」（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正案）（以下「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限は 2019 年 11 月 29 日）。
19. ASAF メンバーは、本公開草案について、次のコメントを求められた。
 - (1) 本公開草案について、どのような予備的見解を持っているか。
 - (2) 本公開草案について、メンバーの法域における他者から何かフィードバックを得ているか。
20. なお、本公開草案では、主に以下の 4 項目についてコメントを募集している。
 - (1) IASB は、企業に「重要な (significant)」会計方針ではなく「重要性がある (material)」会計方針を開示することを要求するように IAS 第 1 号の第 117 項を修正することを提案している。
この修正案に同意するか。反対の場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。
 - (2) 提案している新しい IAS 第 1 号の第 117A 項は、重要性がある取引、その他の事象又は状況に関連する会計方針のすべてが、それ自体で企業の財務諸表に対して重要性があるわけではないと述べている。
この修正案に同意するか。反対の場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。
 - (3) 提案している新しい IAS 第 1 号の第 117B 項は、ある会計方針が財務諸表に対して重要性があると企業が考える可能性の高い状況の例を列挙している。
提案している例は、そのような状況を正確かつ有用に記述しているか。そうでない場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。
 - (4) IASB は、会計方針の開示に関する決定を行うにあたって重要性の概念がどのように適用できるのかを示す 2 つの設例を PS 第 2 号に追加することを提案している。
これらの設例は有用か、また、会計方針の開示に関する決定を行うにあたって重要性の概念がどのように適用できるのかを効果的に示しているか。そうでない場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

21. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(IAS 第 8 号の修正案との関係)

(1) 今回の公開草案と、会計方針と会計上の見積りの区分に関する公開草案（2017 年 9 月公表 IAS 第 8 号の修正案）との関係を理解したい。

⇒我々は、2 つの公開草案を別々のプロジェクトとして扱っている。チームはお互いに話し合い、2 つの間で互いに不整合がないことを確認している。(IASB スタッフによる回答)

⇒ごく短期間の間に 2 回の変更が生じるのは好ましくない。2 つの公開草案のプロジェクトをまとめて会計方針の概念を明確にする作業をすべきである。(ASBJ)

(significant から material への用語の置換えについて)

(2) 我々は、用語を significant から material に置き換えるとは、開示の実務を大きく改善するとは思わない。IFRS 基準には、これらの 2 つの用語を使用している定めが他にある。IASB がこれらの用語を一貫性あるものにしたいのか、それとも変えたいのかが我々には分からない。material と significant 各々について、IASB が思うような同じ用法で使用されているのか、IASB は IFRS 基準全体を見ているのか。我々には IFRS 基準全体として一貫性がないように見えるので、この用語の置換えは理にかなっていないと考える。

(IAS 第 1 号の修正案第 117B 項の例示について)

(3) 第 117B 項の例示は財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するとは思われるが、重要な（又は重要性がある）会計方針の例示となっているとは思えない。例えば、例示(a)は会計方針の開示よりは会計方針の変更の開示の一部になるものだと思われる。また、例示(e)についても、財務諸表のすべてが企業固有であると考えたとき、例示(e)で言う entity's specific circumstances が何を意味するのかが本当に理解できない。なお、情報提供であるが、我が国の GAAP の重要な会計方針は、基本的に（117B 項の例示で言うところの）(b)と(c)の会計方針である。

(IAS 第 1 号の修正案第 117C 項について)

(4) 提案されている内容には同意しないとは言わないが、第 117C 項が言う企業固有の有用な情報をどのように提供するかが実務上難しく、その意味で、提案は開示の実務を改善するには十分ではないと考える。

22. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(IAS 第 8 号の修正案との関係)

- (1) 日本が言うように、会計方針と会計上の見積りの区分に関する公開草案がまだ最終化されておらず、会計方針の定義も明確でない。そして、会計方針の開示の範囲が明確になっておらず、会計方針の開示の対象は狭い意味での方針に限られるのか、それとも、会計上の見積り、それに加えて事実関係のような情報、PS 第 2 号の設例 S のような企業が事実関係にどのように焦点をあてたかという情報、また、IFRS 基準を事実関係にどのように適用するかという企業の決定に関する情報を会計方針の開示に含むのかが明らかではない。
- (2) IAS 第 8 号の修正案の会計方針と会計上の見積りを区分するプロジェクトと今回のプロジェクトを別にすることは混乱が生じかねない。別のプロジェクトとするのが IASB 内部のプロジェクトの進め方の事情だけであれば、ある段階で公開の場での検討は 1 つにした方がよいのではないか。

(significant から material への用語の置換えについて)

- (3) 我々の法域において、ランダムに調査する中で話した 50% の人は significant の方が material よりも厳しいと言ひ、別の 50% の人は material の方が significant よりも厳しいと言っていたため、今回の取組みで用語を置き換えたことによる企業行動への影響が分からない。
- (4) 我々の法域では、materiality には法的な定義はあるが、significance はそれがない。時にこの 2 つは同じく解釈されるし、時には違って解釈される。そして、significance はどの会計基準 (Topic) にあるかによっても解釈が異なる。このため、IASB による取組みによる変化の程度を我々は判断できない。ただ、最初だけみれば大きな変化はないかもしれないが、長期的には開示の改善になるだろうから、取組みを行うことを奨励する。

(IAS 第 1 号の修正案第 117B 項の例示について)

- (5) すべての会計方針は企業の特定の状況に対応するものであり、例示 (e) の状況において会計方針を開示しても IFRS 基準の定めを記述するだけになってしまうので、例示 (e) の状況を重要性がある会計方針の例示とすることには懸念がある。例示 (e) の中には、収益認識のように財務諸表利用者が常に関心を持っている会計方針はあるかもしれないが、それらは判断が介在するため例示 (d) で捕捉されるものだろう。
- (6) 第 117B 項の例示は、会計方針の重要性を判断するのに役に立たないように見える。例示 (b) と例示 (c) については会計方針とは何かということを繰り返して言っている

だけであり、それ以上のメッセージはない。例示(d)と例示(e)については、会計上の見積りとして開示しなければならない情報の反復でしかない。

- (7) 例示(a)については、重要性がある金額の変更について言及しているが、materiality の概念は金額だけではなく質的要因についても考慮することが要求されているので、例示(a)は重要性の概念と合致しないのではないかと考えている。
- (8) 例示(e)については、その状況を示すことで達成しようとする目的がより明確に説明される設例があれば、例示(e)を財務諸表作成者が理解するのに役立つのではないかと考えている。
- (9) 問題となっている例示 (e)については、例示(d)と統合したほうがよいのではないかと考えている。
- (10) 我々の法域における利害関係者のコメントとして、一般に5つの例示は役立つと思うが、これらの例示の他に当期において新たに行われた取引に関連する会計方針は財務諸表利用者にとって重要性があるというコメント、また、企業が属する産業に関連する会計方針は非常に重要性があるというコメント、及び例示(d)と例示(e)については互いに少し重複しているように見えるので少し困惑しているというコメントが聞かれた。

参加者のその他の発言

23. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(財務諸表利用者の属性について)

- (1) 我々の法域のあるメンバーは、財務諸表利用者はIFRS基準や会計の専門家であるとは想定されていないと述べている。彼らは、財務諸表の中のその他の重要性がある情報を財務諸表利用者が理解して分析するのに役立つ可能性がある会計方針に関する情報は、財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性があるため、重要性がある可能性があると考えている。
- (2) IASBメンバーが想定している財務諸表利用者はIFRS基準に対するある程度の知識があるかIFRS基準にアクセスすることができる人たちであるかもしれない。しかし、我々のメンバーは、そうではない人々に焦点を当てようと試みている。その観点から、本公開草案に対して表明された不同意の見解、すなわち、財務諸表利用者が必ずしも財務諸表及び会計方針の意味することを理解することができな

い場合に、潜在的に財務諸表利用者を導き得る情報が IFRS 基準の中にある、という見解に共感を持っている。

- (3) 我々の法域の利害関係者は、誰が会計方針に関する情報を必要とするのかを明確にすることを提案していた。彼らからのコメントとして、おそらくほとんどの財務諸表利用者は会計及び IFRS 基準に精通しているので、彼らは会計基準に記載されていない会計方針のみを知りたいと考えているのではないかというコメントが聞かれた。一方、他の財務諸表利用者は、IFRS 基準に馴染みがなく、会計にも精通していないので、彼らが財務諸表を理解するのは難しいのではないかというコメントが聞かれた。

(取組みそのものに対するコメント)

- (4) 我々は、財務諸表から重要性がない項目を取り除く取組みを支持する。しかし、テクノロジーの使用の増加により、財務諸表の中から特に関心がある項目を検索することができる。このようなテクノロジーがある状況で、その取組みが重要なことかどうかは議論があるかもしれない。
- (5) 我々の法域において、一部の財務諸表利用者と財務諸表作成者、および規制当局で構成されているディスカッショングループと話したところ、提案の方向性に対する幅広い支持を得ている。聞かれた意見としては、財務諸表上の金額が重要ではないとしても、特により複雑なタイプの取引については、会計方針を開示されれば財務諸表利用者は理解することができるかもしれない。
- (6) 取組みは支持するが、重要性がない情報を開示することを IASB が実際に禁止しようとしないう限り、IASB の取組みが企業の行動に影響を及ぼすことができるかはわからない。
- (7) 修正案により重要性がある会計方針を特定することは、企業が合理的な方法で重要性がない情報を減らし、より有用な情報をユーザーに提供するのに役立つと考えるため、我々の法域では質問 2 について同意している。そして、プロジェクトの方向性については歓迎する。しかし、小規模かつ頻繁な変更は作成者や利用者に望まれないことから、緊急ではないなら IAS 第 8 号の見直しのプロジェクトとまとめることはできないのか。

(IAS 第 1 号修正案に対するその他のコメント)

- (8) 我々の法域のあるメンバーは、修正案の中に、会計方針の重要性という表現と会計方針に関する情報の重要性という表現があるが、その 2 つが同じ意味なのか混

乱するとコメントしている。また、別のあるメンバーは、多くの言語において material と significant の置き換えについて翻訳の問題があるので、これらの文言の置き換えではなく、会計方針に関する情報の重要性 (materiality) に焦点を当てるのであれば、異なる言語においても改訂の意図が適切に伝わるのではないかとコメントしている。

- (9) 我々の法域では、何が significant で何が material かということについて、既に作成者と監査人との間に緊張関係があることを考えると、修正案の第 117D 項について実務への適用に懸念がある。会計方針に重要性がないにもかかわらず IFRS 基準で要求される他の重要性がある情報を財務諸表に記載するかもしれないということだと、それは潜在的に監査人と財務諸表作成者との間のさらなる緊張関係につながる可能性がある。

(PS 第 2 号修正案について)

- (10) 設例 S について、ASBJ からの発言に対する発言(1)と同じ懸念を持っている。また、気付いた点として、PS 第 2 号と IFRS 基準の修正案がある程度重複している。それは、企業が直接 PS 第 2 号を見たり、PS 第 2 号を IFRS 基準と一緒に見ると考えられるのであれば、重複しているところを削ることはできるかもしれない。
- (11) 設例 T については IFRS 基準の要求事項を繰り返すだけの会計方針に関する設例だが、この設例 T があることで、開示から多くの記述が削減されることを懸念する。
- (12) 我々の法域の利害関係者は、PS 第 2 号の修正案で追加された設例は有用と考えているが、より多くの設例を望んでいる。

(翻訳の困難さ等)

- (13) significant から material への用語の変更について、我々の法域では、単一の用語で翻訳しているので大きな変化はないが、material を使うことで、PS 第 2 号との関連性がよりよくなったと思う。
- (14) 我々の法域の他の国でも、significant と material は同じ言葉で翻訳されている国があり、それらの国々で significant と material の用語の変更により翻訳を変えた国があるか分からない。
- (15) 他の法域と同様に、我々の法域の言語に翻訳するのに若干苦勞している。IFRS 基準には significant、material そして important というこの 3 つの単語があるが、我々の法域の言語ではそれらを区分できるのは 2 つの単語のみである。この

点について、我々の法域のある利害関係者はより明瞭な定義と詳細なガイダンスを提供すべきであると提案している。

VI. 会計上の見積り

議題の概要

24. 韓国会計基準委員会（KASB）は、「会計上見積もられる額（accounting estimates）」の定義を明確にするための分析を行った。当該分析では、「会計上の見積り（accounting estimation）」及び「測定の不確実性（measurement uncertainty）」に焦点を当てて、会計上見積もられる額を明確に表現するという代替的方法を提案するアプローチが採られている。
25. 問題意識として、財務報告に関する概念フレームワーク（以下、「概念フレームワーク」という。）から会計上の見積り及び測定の不確実性の概念の洞察¹を得ることができるが、IFRS 基準のどこにおいてもこれらは明確に定義されていないとしている。
26. なお、本分析では、会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の区別、並びに会計方針の定義については扱わないとしている。

（分析の概要）

27. 分析では、会計上の見積り及び会計上見積もられる額をどうすれば最も適切に定義できるかの基礎を構築するために、基本的に測定の不確実性に焦点を当てるとしている。
28. 貨幣金額が直接的に観察できない場合の測定の不確実性について、次の3つに分類できるとしている。
 - タイプ 1：物理的又は経済的な障害がある（例：石油埋蔵量、火災による損害など）。
 - タイプ 2：事前には直接観察できないが、事後的には観察可能である
（例：貸倒の見積り、棚卸資産の陳腐化など）。
 - タイプ 3：性質上不可能である（例：減価償却、減損など）。
29. また、会計上見積もられる額を明確に表現するために、次の定義が示されている。
 - (1) 会計上の見積り：測定の不確実性が存在し、貨幣金額が直接観察できない場合に、測定技法²を用いて財務諸表の項目を測定すること
 - (2) 会計上見積もられる額：会計上の見積りのアウトプット
30. 前項の定義を用いた判断の例として、先入先出法や平均法等の棚卸資産の費用配分は、

¹ 概念フレームワークの第 2.19 項において「財務報告書における貨幣金額が直接に観察できず、見積もらなければならない場合には、測定の不確実性が生じる。」と記述されている。

² 測定技法の選択及び適用に当たっては、判断および仮定が用いられるとしている。

企業の判断及び仮定を含むことから見積りによる測定であるとしている。

(提案の概要)

31. KASB は、定義付け又は概念的な観点からさらなる検討が必要であり、今回の概念的な分析は完全ではないかもしれないとしながらも、会計上の見積りの実体 (substance) を議論することにより、会計上の見積りの定義を再検討することは重要であるとしており、短期及び長期の観点から次の提案を行っている。

短期

- (1) IASB 公開草案「会計方針及び会計上の見積り (IAS 第 8 号の修正案)」の最終化においては、2018年改訂版の概念フレームワークと用語を整合させるべきである(例えば「測定の不確実性」など)。
- (2) 会計上の見積りの変更が許容される状況に関して徹底的に議論されるべきである。

長期

- (3) 測定の不確実性を考慮に入れた会計上の見積りが概念フレームワークにおいて明確に定義されるべきである。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

32. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 分析がどのようにこの提案につながるのか、また、この提案がより有用な情報の提供にどうつながるのかが明確ではないように思われた。これらのつながりが明確になればより良いペーパーになると考える。

33. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 良い分析ではあるが、ここで解決しようとしている問題が何なのかが明確ではないように思われる。見積りの変更と会計方針の変更の混同による前年度の修正が多すぎる又は十分でないことが懸念される。

⇒ 解決しようとしている問題は我々もまだ明確にはできていないが、本ペーパーの目的は、会計上の見積りのより明確な定義を提案することである。当該目的は、会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の区別とは若干異なるかもしれない。

しかし、本目的に関する議論が他の論点の出発点になると考える。

参加者のその他の発言

34. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 分析では、直接的に観察できない貨幣金額が、測定の不確実性を 3 つに分類するための出発点として用いられている。しかし、会計上の見積りは取引又は事象自体に存在する不確実性の結果であり、それは、事業モデル、リスク管理又は市場の効率性等の多くの要因の影響を受けるため、測定の不確実性の分類の出発点として、取引及び事象に存在する不確実性を用いることも有用であると考えられる。
- (2) 我々のメンバーからは、提案された定義は IASB の公開草案と比べて改善しているようには思われなかったという意見や、真の問題は用語の明確化よりも、会計方針の変更及び会計上の見積りの変更をどのように区別するかであるという意見が聞かれた。また、これらの提案は見積りと会計方針の境界に混乱をもたらすリスクがあるという意見や、見積りの修正に制約を設けることは適切ではないという意見も聞かれた。
- (3) 測定の不確実性の分類に関する提案は、測定の不確実性が存在する状況を説明するうえで有用である。また、一般的に、ほとんどの企業において直接的な測定が可能な状況というのは思い付かない。
- (4) 会計上の見積りが測定の不確実性を調節するという概念を支持する。しかし、会計上の見積りは、ある項目を認識するがどうかについても関係しているため、測定の不確実性も会計上の見積りに含まれる。

財務諸表内では非常に多くの見積りがあり、我々は常に実務上の課題を取り扱っている。例えば、あるデリバティブの公正価値の測定方法の変更は、見積りの変更なのか、会計方針の変更なのか、それともいずれかに分類できないもの (inseparable) なのか。これは実務では広く行き渡っている問題点である。
- (5) IASB へのフィードバックの多くが、会計上の見積りに関するすべての部分を検討するよりも、会計上見積もられる額とは何かに焦点を当てたものであった。そのため、会計上の見積り及び会計上見積もられる額の区別は非常に有用である。本プロジェクトについて、狭い範囲のプロジェクトとしたままで最終化を行うことが妥当かどうかを将来に議論するかもしれない。(IASB 理事)
- (6) IASB が試みてきたことは、狭い範囲のプロジェクトにおけるさらなる明確化の方

法を検討するという観点から、より多くの有用かもしれない情報を提供することである。そのため、本提案は有用である。(IASB Lloyd 副議長)

VII.2020年アジェンダ協議

議題の概要

35. IASBは5年毎に「情報要請」(Request for Information; RFI)という形でIASBの作業計画について公開協議を実施することがデュー・プロセス・ハンドブックにより求められている。
36. またアジェンダ協議の主な目的は、次の内容について正式な一般からのインプットを求めることであるとされている。
- (1) 作業計画の戦略的方向性とバランス
 - (2) 作業計画に追加する可能性のあるプロジェクトの評価規準
 - (3) 優先すべき財務報告上の論点
37. 前回の「2015年アジェンダ協議」のスケジュールと今回の「2020年アジェンダ協議」の今後のスケジュールが次のとおり示されている。

	2015年アジェンダ協議	2020年アジェンダ協議
情報要請の準備 ・アウトリーチ ・ボードでの審議 ・ドラフト	2015年3月－2015年7月	2019年9月－2020年8月
情報要請	2015年8月	2020年9月
コメント期間	2015年12月	2021年1月
フィードバック・ステートメントの公表	2016年11月	2021年第4四半期
作業計画	2017年－2021年	2022年－2026年

38. IASBは、2019年11月8日までに、情報要請のショート・リストに含める潜在的なプロジェクトについて5つ以内で、理由とともに電子メールで送付することをASAFメンバーに要請している。

ASAFメンバーに対する質問

39. 今回のASAF会議では、2020年アジェンダ協議のアプローチ、今後の予定及び次回12月ASAF会議において、情報要請に含めるショート・リストの候補となる潜在的なプロジェクトについて議論を行うかをASAFメンバーに対して質問している。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

40. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB は、ある問題について議論する際に、「基準を抜本的に考え直す必要があり、この問題を解決するには5年以上かかるため対応が困難である」と言うことがある。今回の RFI において IASB が質問しようとしていることは、5年以内で完了するアジェンダに焦点を当てているが、IASB が将来取り組む可能性のある5年以上の長期的なプロジェクトについても関係者に質問することを提案する。長期的なプロジェクトは実行するためにより大きな影響があり、長期的な視点を持つことは非常に重要であると考えている。

41. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 現在継続中のプロジェクトの完了に注力し、また、IFRS 第9号、第15号及び第16号の適用後レビューを可能な限り早く実施すべきだと考えている。アジェンダ協議のアウトリーチ・プロセスについては、大きなプロジェクトを実施するうえでどの程度余裕(capacity)があるかを示すことが役立つだろう。
- (2) アジェンダのバランスを図ることはよい考えである。

質問だが、12月のASAF会議で範囲外となることが想定されるような、既にIASBのアジェンダから最近削除されたような特定のプロジェクトはあるのだろうか。なぜなら既に取り上げないと合意したものに時間を費やすことはしたくないからである。

⇒ まず、そのような形で制限することは考えていない。現時点ではオープンにブレインストーミングを実施したいと考えている。唯一の制限は、IASBの権限だけである。したがって、非営利の会計や公共政策については取り扱う予定はない。これらは評議員会レベルでの議論だからである。

また、現時点では過度に負担をかけることは想定しておらず、利害関係者から情報収集してもらう必要はない。本格的な協議は来年、RFIを通して行うことになる。(IASBスタッフ)

- (3) 12月のASAF会議でのアジェンダ協議の議論に参加したいと考えている。2022年から2026年という非常に長期の計画であり、IASBが能力に応じた優先順位の再評価を確認することが重要である。デュー・プロセスの観点を考慮しつつ、当初

アジェンダにない問題に対処できる余裕を有することも必要である。

- (4) 12月のASAF会議の目的に話を戻すが、議論が必要だと考えられるプロジェクトについて議論することが目的であり、この時点で予め見解を示すものではない。例えば企業結合であっても、共通支配下の企業結合やのれんなど、プロジェクトごとにその概要を正確に示して貰えると、今後の議論のための潜在的なリストのためにはよりよい。考えられる解決策及びプロジェクトの規模を示すことに懸念を持っていたとしても、それよりも何が問題なのかを示すことの方が重要である。また、潜在的な全てのリストに対処するよりも取り上げるプロジェクトについて共通認識を持つことをより重視する。9月のボード会議でも、ボードの当初の見解を示すよりも、人々が議題に採り上げて欲しい潜在的なプロジェクトを集めることを重視することを確認している。(IASB理事)

- (5) スライド14のプロジェクトの評価規準は包括的なものなのかどうか疑問である。また、「財務報告の欠陥」という評価規準が意味するところは、作成者が提供する情報と利用者が求める情報とのギャップのことなのか、概念フレームワークとの不整合のことなのか、現在の欠陥又は潜在的な将来の欠陥のことなのか。

また、(4)の発言にあったように、最近のIBOR改革への対応のように緊急性の高い論点への素早い対応という考え方も考慮した方がよいと考える。

参加者のその他の発言

42. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 12月のASAF会議でアジェンダ協議を議論することに同意する。ただし、11月8日までに要請されている潜在的なプロジェクトの送付について、考えられる解決策及びプロジェクトの規模を提示する点について懸念がある。また、ASAFメンバー及びIASBボードのコンセンサスが得られたプロジェクトについては、潜在的なワーク・プラン (potential work plan list) に含めることで、効率的にアジェンダ協議が進められるだろう。

⇒ 解決策や規模に関する内容については、可能な範囲で言及してもらえばよい。(IASBスタッフ)

- (2) 1点だけ追加の提案を行いたい。現在、営業利益や損益計算書の形式については既に議論が行われているが、多くの企業が自主的に財務分析を行い、開示を行っている財務比率などについての標準的なものがない。したがって、営業利益や損益

計算書の形式の検討を継続する中で、少なくともアニュアル・レポートに開示される財務比率については標準化するというプロジェクトを検討して欲しいと考えている。

⇒有用なコメントであるため、11月8日までの電子メールでの提出に含めてもらえれば、他の提案と合わせて12月のASAF会議で議論したいと思う。(IASBスタッフ)

VIII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

43. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 12 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
44. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。
- (1) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー
 - (2) 無形資産の会計（韓国会計基準委員会（KASB））
 - (3) 2020 年アジェンダ協議
 - (4) IFRS 第 17 号「保険契約」

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

45. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) ASBJ と香港公認会計士協会（HKICPA）がのれんに関するペーパーを共同で作業している。FASB と同時期にプレゼンテーションを行いたい。

46. ASBJ からの発言に関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 12 月又は 4 月の ASAF 会議において、FASB コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」の結果についてプレゼンテーションを行いたい。4 月の方がよいと考えている。

以 上